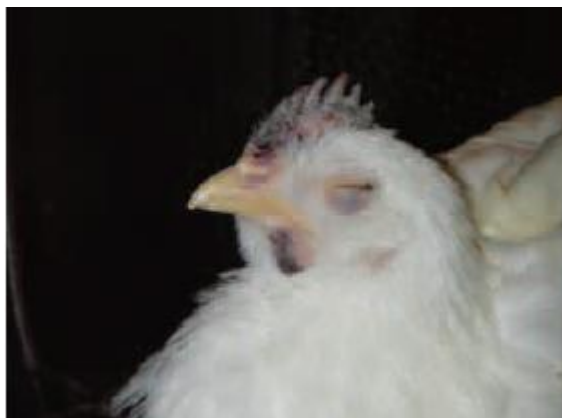


下記のような異常があれば
すぐに家畜保健衛生所に通報願います！

- ① 鶏冠(トサカ)、肉垂等のチアノーゼ、^{らんつい}卵墜、沈うつ等の症状を確認した場合。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した鶏

肉冠の^{えし}壊死、肉垂の^{にくすい}チアノーゼが観察されます。

壊死：細胞が死に、かさぶたのようになる状態
チアノーゼ：血色が悪くなり、紫色になる

- ② 1 鶏舎において 1 日の死亡羽数が直近の 3 週間と比較して 2 倍以上となった場合
- ③ 1 鶏舎において 5 羽以上がまとまって死亡している。うずくまっているなど異常な状況が確認された場合。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、沈うつ状態の鶏

元気がなくなり、眠ったようにうずくまっている。

- ④ 上記以外で本病が疑われ、異常が確認された場合
通報先

京都府中丹家畜保健衛生所

TEL：0773-25-1860(24時間連絡可能)